# 町制60周年記念 人づくり講演会

町制施行60周年記念事業として、東京大学名誉教授の大森 彌 先生を講師にお迎えし、人づくり講演会を開 催いたします。

○日時 11月15日 (土)

開場:午後1時 開演:午後2時

○場所 茨城町中央公民館 大ホール

○演題 「日本のふる里としての地方自治」

○講師 大森 彌先生

○申込 茨城町教育委員会 生涯学習課へ電話にて お申込みください。

## 申込み先電話番号 029-240-7122

午前8時30分~午後5時15分

○申込期間 10月14日 (火) ~10月24日 (金) (土目除く)

## 講師紹介 大森 彌氏

1940年東京生まれ。東京大学名誉教授。専攻は 自治体行政学、地方自治論。現在、社会保障審議 会委員等数々の役職を務められ、地域づくりにつ いて講演・指導等を行う。著書も数多く出版。

健康づくりにウォーキングはいかがですか

## いばらきヘルスロード365 茨城町大会 桜の郷と田園⊃ース 参加者募集

開催日 11月15日(土)雨天決行

集合場所 桜の郷コミュニティセンター (桜の郷3119-8)

**集合時間** 午前8時45分~ (開会式9時30分、スタート 9時45分、終了は午後2時頃予定)

**コース** 桜の郷コミュニティセンター→桜の郷中央公園→ 大戸の桜→茨城町運動公園→桜の郷コミュニティ センター 全長約12km

参加費 一般・他協会会員300円

個人会員・小中学生無料

持ち物 飲み物・昼食・レジャーシート・雨具など

申 込 み ハガキ・FAXにて、11月9日(日)締切り

当日申込みも受付けます。

※参加者全員の①市町村名②氏名③性別④連絡先 を記載してください。

ハガキ:=309-1107

筑西市門井1978-9 深見 博 宛

FAX: 0296-45-2225

催 茨城県ウォーキング協会(後援:茨城県・茨城町)

【問合せ先】深見 博 ☎090-4122-2225

# 成人式のお知らせ

新成人の門出を祝う成人式典を開催い たします。



○開催日時

平成27年1月11日(日) 午前11時~午前11時30分

○開催場所

茨城町中央公民館大ホール

○受付時間

午前10時~午前10時45分 (時間厳守)

### 【問合せ先】

茨城町教育委員会生涯学習課 公民館グループ 三浦・清水・藤枝

**☎**240−7122

# 社会福祉課からのお知らせです

# の福祉の増進を図ることを目的としある20歳未満の児童について、児童精神、知的、または身体に障害の精神、知的、または身体に障害の を支給す

◆特別児童扶養手当を受けることができる方 精神、知的、または身体に障害のある20歳未満の児童を、家庭において監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方が申請により受給することができます。なお、この手当は所得によって支給されない場合もあります。

◆申請書類

①請求者と対象児童の戸籍謄本
(交付日から1ヶ月以内の・本(交付日から1ヶ月以内の・の)
(国請求者と対象児童が含まれる全員の住民票の写し(交付日年員の住民票の写し(交付日の診断書(申請日から起算の診断書(申請日から起算の診断書(申請日から起算の診断書(申請日から起算の診断書(申請日から起算の診断書(申請日から起算の診断書(前金通帳(請求者本人省略できる場合あり) 食住などの面倒をみていること。種々配慮し、日常生活において衣※監護……対象児童の生活について

> りま りですが、 育手帳をおせ にすが、 特別児童扶養手当1級 (月額49,900円: 平成26年4月から)

で該当するでは持ち 該当すれば手当の対象にお持ちでない方も「障害、身体障害者手帳または程度はおおむね右記のと 身体障害者手帳の判定が 概ね1級、2級(内部的 疾患は例外があります)

・療育手帳の判定がA、A • 精神障害者保健福祉手帳 が概ね1級

特別児童扶養手当2級 (月額33,230円: 平成26年4月から)

・障害者手帳の判定が概ね

3級(内部的疾患は例外 があります) ・療育手帳の判定が概ねB • 精神障害者保健福祉手帳

ご存知です

か

?

特

別児童扶養手当

城町

重

度

及障害者

(児)住宅リ

<del>フォー</del>

助

成

事

業

在宅

○助成対象者②重度障害者手当の所得制限限度額を を維持する者(前年分の所得が特 の所得が特別でその生計○助成対象者 要する経費のおように改修さるように改修される住宅を 宅を、 る工芸 部を助成 を助成します。工事を行うためにての障害者に適な

で無いもの。 いて、既にこの助成を受けた し、同一申請者及び同一住宅 ※助成対象者が現に居住する住 上宅にお 上宅にお か

変による運動機能障害者 受による運動機能障害者手帳の交付をは乳幼児期以前の非進行は乳幼児期以前の非進行は乳幼児期以前の非進行は乳幼児期以前のと 能障害者 (なが) が交付を受いの交付を受いの交付を受い 機病又級お

対象経費

0

を

まの

と上限としなれている

7未満切捨て)

その総合判定が最重度の能障害に限る)。

「重度障害者」 とは次の 17 ず

含まれる世帯

算して医院

ん。たったりし、

次の

場合は受給できませ

7象にな

上害等には療

B

0

車の

・児童及び父、母または養育者が日・児童が児童福祉施設等に入所してっことができるときることができるとき

※申請には各種書類の添付が必要です。

詳しくはお問

V

合わ

籍謄本・

0

 $\mathcal{F}$ 

0

2の者。 なる者で、

'n

◇助成対象経費及び助成額 額。地域生活支援事業内の額。地域生活支援事業内の額。地域生活支援事業内の額。地域生活支援事業内の場合。 場合は、あわせて55万円を場合は、あわせて55万円をます。

平成26期限 先着順-先着順-まで

③介護保険法の規定によ 住宅改修の支給を受け 事 ④助成金の決定を受けた 工し、27年3月31日ま る工事 る工事

増築を伴

に完了する以降に着

② 階段、廊下 ② 下ののT ② 下ののT るためのT 廊下、 のの工事 おける移動を容易にす

にすが

の使用を容易にす る 浴室、 た め工

事便所等

紀を受けれた。 いないで居宅介護 工護

【問合せ先】社会福祉課 ☎ 240-7112

万額

を上